

H 2 3 管内交通安全対策調査設計業務説明書

1. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、設計共同体の場合、参加表明者（企業）の経験及び能力については構成員を含む全ての者について評価し、その平均点を評価点とするが、事故及び不誠実な行為については構成員を含む全ての者のうち最も減点が大きくなる者の評価点をその設計共同体の評価点とする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 (様式－6) ①当該業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外	① 5 ② 0
	業務経験	業務実績 (様式－5) 平成１２年度以降公示日までに完了した同種業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 上記以外 設計共同体については、実績がない者が含まれる場合は選定しない。 記載する業務は１件（設計共同体の場合はそれぞれの者について１件）とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１件につき１枚以内に記載する。	① １０ ② 選定しない
		参加表明者の実績として挙げた同種業務の業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については６５点未満）の場合は選定しない。 設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は選定しない。	—
	事故及び不誠実な行為	関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意又は修補請求 ②口頭注意 評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする。 設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価点をその設計共同体の評価点とする。	

	専門技術力	業務成績	平成20年度から21年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。 ①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥60点以上70点未満 ⑦60点未満 なお、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合は、加点しない。	①30 ②24 ③18 ④12 ⑤6 ⑥0 ⑦選定しない
		優良表彰	(様式-8) 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成20年度から21年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記の順位で評価する。 ① 優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が5件以上ある者。 ② 優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上の業務が3件以上5件未満ある者。 ③ コスト縮減優良業務表彰を受けた経験がある者。	① 5 ② 3 ③ 1
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	(様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①技術士 ・技術士：総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・技術士：建設部門で平成12年度以前の試験合格者 ・技術士：建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門)に4年以上従事している者。 ②RCCM ③博士(工学) ④土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ⑤上記以外	① 5 ② 3 ③ 5 ④ 3 ⑤選定しない
	業務経験	業務実績	(様式-2)(様式-3) 平成12年度以降公示日までに完了した同種業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①同種業務の実績を有する者。 ②同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ③交通事故対策に関する研究実績を有する。 ④上記以外 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、実績として挙げた同種業務が関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が65点未満の場合は選定しない。 記載する業務は1件(同種業務が2件で1つの場合は2件)とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。③を実績とする場合、研究内容がわかる資料を添付すること。	①10 ②10 ③5 ④選定しない

	専門技術力	業務成績	平成１８年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点は TECRIS 評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ① ７８点以上 ② ７６点以上 ７８点未満 ③ ７４点以上 ７６点未満 ④ ７２点以上 ７４点未満 ⑤ ７０点以上 ７２点未満 ⑥ ６０点以上 ７０点未満 ⑦ ６０点未満 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、関東地方整備局発注業務（平成２０年１０月１日以降に契約を締結した業務及び平成２０年１２月１日以降に完了した業務については１００万円を超える業務、それ以外については５００万円を超える業務）の実績がない場合、加点しない。 平成１８年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書 等の写し）を添付すること。（照査技術者として従事した業務を除く） 平成２１年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の技術者評点到６０点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・担当技術者とする。	① ３０ ② ２４ ③ １８ ④ １２ ⑤ ６ ⑥ ０ ⑦ 選定しない
				－ ５
			優良表彰	（様式－２）（様式－３） 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、平成１８年度から２１年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 優秀技術者表彰又は優良業務表彰（コスト縮減優良業務表彰は除く）を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において８０点以上(技術者評価)の業務が２件以上ある者。
	専任性	手持ち業務量	（様式－２） 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が４億円以上または件数が１０件以上の場合。または本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が４億円以上または件数が１０件以上は選定しない。なお、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を４億円から２億円に、件数を１０件から５件にするものとする。	数値化しない
予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	（様式－９） ①技術士 ・ 技術士：総合技術監理部門（建設部門関連科目） ・ 技術士：建設部門で平成１２年度以前の試験合格者 ・ 技術士：建設部門で平成１３年度以降の試験合格者の場合には、７年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（建設部門）に４年以上従事している者。 ②RCCM ③土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） 上記以外の場合は選定しない。	数値化しない
	業務経験	業務実績	（様式－９） ①同種業務の実績を有する者。 上記以外の場合及び実績として挙げた同種業務が関東地方整備局発注業務で平成２０年６月１６日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で業務成績が６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の業務成績が６５点未満の場合は選定しない。	数値化しない
		専門技術力	業務成績	平成１８年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の平均技術者評点が６０点未満である場合は選定しない。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、平成２０年１０月１日以降に契約を締結した業務及び平成２０年１２月１日以降に完了した業務については１００万円を超える業務、それ以外については５００万円を超える業務を評価の対象とする。 平成１８年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書 等の写し）を添付すること。（照査技術者として従事した業務を除く）

制 業 務 実 施 体	制 の 妥 当 性	業務実施体	(様式－4)(様式－7) 業務の分担について記載する。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化 しない
----------------------------	-----------------------	-------	---	--------------------

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

2. 技術提案書を特定するための基準

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表その他」及び「特定テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準	管理技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(様式-2)(様式-9) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①技術士 ・技術士：総合技術監理部門(建設部門関連科目) ・技術士：建設部門で平成12年度以前の試験合格者 ・技術士：建設部門で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門)に4年以上従事している者。 ②RCCM ③博士(工学) ④土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)	①4.7 ②2.4 ③4.7 ④2.4	①2 ②1 ③— ④1
	業務経験	(様式-2)(様式-3)(様式-9) 平成12年度以降公示日までに完了した同種業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①同種業務の実績を有する者。 ②同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ③交通事故対策に関する研究実績 記載する業務は1件(同種業務が2件で1つの場合は2件)とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	①8.6 ②8.6 ③4.3	①4.7
	専門技術力	平成18年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はTECRIS評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ①78点以上 ②76点以上78点未満 ③74点以上76点未満 ④72点以上74点未満 ⑤70点以上72点未満 ⑥60点以上70点未満 なお、関東地方整備局発注業務(平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務)がない場合、加点しない。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。	①17 ②13.6 ③10.2 ④6.8 ⑤3.4 ⑥0	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤2 ⑥0
		平成21年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・担当技術者とする。	—5	—

	優良表彰	(様式-2)(様式-3) 関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)で、平成18年度から21年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者又は良好な成績を複数回受けている者を下記のとおり評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ①優秀技術者表彰又は優良業務表彰(コスト削減優良業務表彰は除く)を受けた経験がある者。又は土木関係建設コンサルタント業務において80点以上(技術者評価)の業務が2件以上ある者。	① 3	—
実施方針・実施フロー・工程表その他 (様式-11)	理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20	
	手続	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10	
特定テーマに関する 技術提案 (様式-12)	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	50	
		必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。		
		業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。		
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	50	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
		業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。		
参考見積	参考見積りの妥当性	・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する場合がある。	数値化しない	

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ① 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- ② 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

プロポーザル評価表(総合評価型・技術者評価型)

1. 件名 H23管内交通安全対策調査設計業務
2. 所属事務所 高崎河川国道事務所
3. 技術提案書の特定通知日 平成23年6月1日

業 者 名	技術点の内訳				技術評価点 合計	備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	特定テーマ			
評価のウェイト	20	30	50	100	200		
大日本コンサルタント(株)	20	22.6	42	66	150.6		特定
(株)建設技術研究所	20	24.6	39	66	149.6		
大日コンサルタント(株)	20	24.6	34	52	130.6		
(株)長大	0	0.0	0	0	0.0		